

山梨県立北病院訪問看護ステーション運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人山梨県立病院機構が、地方独立行政法人山梨県立病院機構定款第19条に規定する山梨県立北病院内に設置する山梨県立北病院訪問看護ステーション（以下「訪問看護ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、訪問看護ステーションの円滑な運営を図るとともに、訪問看護ステーションが実施する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「指定訪問看護等」という。）に係る事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護等の提供を確保することを目的とする。

(事業の目的及び運営の方針)

第2条 指定訪問看護等の提供にあたっては、利用者に対して在宅及び地域における生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。

2 指定訪問看護等に係る事業の実施にあたっては、関係地方公共団体並びに地域の保健、医療及び福祉サービス事業者との連携を図り、総合的なサービスの提供ができるよう努めなければならない。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 指定訪問看護等を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 山梨県立北病院訪問看護ステーション
- (2) 所在地 山梨県韮崎市旭町上條南割3314-13

(職員の職種、員数及び職務)

第4条 訪問看護ステーションに次の表に掲げる職員を配置する。

職員	職種	員数
施設長（管理者）（以下「施設長」という。）	看護師又は保健師の資格を有する職員	1名
看護職員	施設長を除く保健師、看護師又は准看護師の	3名以上

	資格を有する職員	
作業療法士	作業療法士の資格を有する職員	適当数
事務職員		1名

2 前項に規定する職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 施設長 上司の命を受けて訪問看護ステーションの管理運営を統括するとともに、職員を指揮監督し、指定訪問看護等に係る業務を実施する。
- (2) 看護職員、作業療法士及び事務職員 上司の命を受けて指定訪問看護等に係る業務を実施する。

(営業日及び営業時間)

第5条 訪問看護ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日は除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後4時30分までとする。

(指定訪問看護等の内容)

第6条 指定訪問看護等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 精神・身体症状の観察
 - (2) 精神・身体症状への自己対処能力向上の支援
 - (3) 治療継続の支援
 - (4) 服薬継続の支援
 - (5) 日常生活能力向上の支援
 - (6) リハビリテーションの実施
 - (7) 家族等への支援
 - (8) 関係機関との情報共有
 - (9) 社会資源に関する利用支援
 - (10) 前各号に定めるものその他、主治医の指示に基づく支援
- 2 看護職員及び作業療法士（以下「看護職員等」という。）は、主治医の訪問看護指示書の内容に従うとともに、主治医との密接な連携のもと、適切な指定訪問看護等の提供を行うものとする。
- 3 准看護師以外の看護職員は、主治医の訪問看護指示書に基づき訪問看護計画書を作成し、看

護職員等はその訪問看護計画書により指定訪問看護等を実施する。

(事業の実施地域)

第7条 指定訪問看護等に係る事業の実施地域は、甲府市、山梨市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町及び昭和町の区域とする。

(指定訪問看護等の利用料)

第8条 指定訪問看護等の利用料は、次のとおりとする。

- (1) 指定訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護等が法定代理受領サービスであるときには、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。
- (2) 地方独立行政法人山梨県立病院機構使用料及び手数料規程に掲げる事項については、同規程に定める基準により、利用者が負担する額とする。

2 利用料の内容及び金額については、別途定める料金表によって利用者やその家族に対し説明を行い、同意を得るものとする。

(研修)

第9条 施設長は、職員の資質の向上を図るための研修の機会を、次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年2回以上

(秘密の保持)

第10条 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又は利用者の家族及びその他関係する情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 施設長及び看護職員等は、指定訪問看護等の提供を行っているときに利用者の病状の急変又はその他緊急事態が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、指示を求める等の必要な措置を講じなければならない。

2 看護職員等は、前項に規定する手当等を行った場合は、速やかに施設長及び主治医に報告しなければならない。

(虐待防止のための措置)

第12条 利用者の権利の擁護、虐待防止等のため、次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定

(2) 従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修の実施

(3) その他、虐待防止のために必要な措置

2 指定訪問看護および指定介護予防訪問看護の提供に当たり、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(記録)

第13条 訪問看護ステーションには、次のとおり記録を備え付けるとともに、当該記録を作成し、又はサービスが完結した日から起算して2年間保存しなければならない。

(1) 訪問看護指示書

(2) 訪問看護計画書

(3) 訪問看護報告書

(4) 訪問看護記録書

(5) 市町村への通知等に関する記録

(6) 苦情に関する記録

(7) 事故の状況及び対応に関する記録

(8) その他指定訪問看護等に関する記録

2 前項に定めるものの他、地方独立行政法人山梨県立病院機構が定める基準に従い、指定訪問看護等に係る事業の記録を整備するとともに、必要な期間保存しなければならない。

(事故対応)

第14条 施設長は、利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生したときには、速やかに利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講ずるものとする。

(衛生管理等)

第15条 施設長は、看護職員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行い、訪問看護ステーションの設備及び備品等の衛生的な管理に努めなければならない。

2 施設長は、感染対策を講じる必要があると判断したときには、山梨県立北病院院内感染対策指針に準じ、速やかに対応するものとする。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、指定訪問看護等に係る事業の運営に必要な事項は、山梨県立北病院長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年9月19日から施行する。